

JNA 奨学金 第2期奨学生募集要項

1. 目的

本奨学金は、プロのネイリストの育成と拡大のために、新たにネイル技術を学ぶ学生に対して奨学金を支給し、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- 1) 本制度申請の段階で義務教育を修了している者
- 2) カリキュラム修了後もネイリスト技能検定1級やジェルネイル技能検定の受験をめざしプロのネイリストになるために活動を続ける意思のある者
- 3) 本奨学金受給終了後も、協会に対して近況等を連絡する意思のある者。

3. 採用人数

若干名

4. 奨学金対象コース

ネイリスト技能検定2級対応カリキュラム

5. 応募方法

奨学金に応募する者（以下「応募者」という）は、所定の書式による願書を、本協会理事長に提出するものとする。

6. 応募書類

- 1) 願書（別紙様式1）
- 2) 応募者の写真（最近6カ月以内に撮影したもの 4.0×3.0cm、顔写真、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。

7. 応募書類の提出期限

平成27年11月30日（月）協会必着。なお、締切日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

8. 選考方法及び結果の通知

1次審査にて応募書類の審査、2次審査で面接を行った上で奨学生を決定する。

9. 奨学金の支給方法

奨学生が該当の本部認定校への入校を確認した時点で、JNAより本部認定校に奨学金として授業料を支払う。

10. 奨学生の義務

- 1) 奨学生は、本奨学金支給学習期間中の学習状況について、所定の様式により、協会に報告しなければならない。

- 2) 奨学生は、協会からのアンケートやインタビューに回答し、協会 HP や各種媒体等への掲載に応じなければならない。

11. 奨学金給付の休止・停止又は終了

次のいずれかに該当した場合、奨学金の給付を休止・停止又は終了する。正当な理由なき場合は、奨学金の給付を取り消すと共に、それまでに受講したカリキュラム時間数に応じて奨学生自身がそれまでの授業料を支払うものとする。

- 1) 奨学生が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- 2) 奨学生が次の①～④のいずれかに概要した場合は、本奨学金の受給決定を取り消す。
 - ①学校を休学又は留年した場合
 - ②本奨学金奨学生の義務を怠った場合
 - ③この要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ④その他奨学生として相応しくないと判断されて場合
- 3) 応募書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す

12. その他（注意事項等）

- 1) カリキュラム受講にあたって使用する教材は、本部認定校の負担を基本とする。
- 2) カリキュラム修了に際して、ネイリスト技能検定試験 2 級の合格を保証するものではない。
- 3) カリキュラム修了後に奨学生が補講を希望した場合、その授業料は奨学生の自己負担とする。

13. 個人情報の取扱い

応募者の応募書類上の個人情報は、協会の実施する奨学金制度事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

奨学生の個人情報は、奨学金制度事業及び協会活動にのみ利用し、第三者への開示は一切行わない。

14. 応募、推薦書類の提出先、問合せ先

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会 事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F

TEL : 03-3500-1580 / FAX : 03-3500-1608